

令和4年 第12回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和4年12月22日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時50分 会長
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	欠席	〃 2	井上 進	〃
3	深田 敏男	出席	〃 3	岡部 順一	〃
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	〃	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	〃	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	欠席	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	〃	〃 4	播摩 卓也	〃
9	中沢 健太郎	出席	大沢 1	阿武 富士子	〃
10	根岸 茂登雄	〃	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：8名 欠席：3名 計：11名  
 農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員8人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第12回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に3番委員並びに4番委員を指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

議長 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたします。3条の番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>3ページ番号1をご覧ください。受人 ○○市○○町○○△△△△番地 ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△番地△ ○○ ○○ 土地の所在 大字○字○○○○ △△△番 地目 田 面積 4,083㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 38,784㎡ 借受地 10,873㎡ 貸付地 0㎡ 取得状況 昭和61年12月4日 土地改良法の換地処分による所有権 登記 不耕作 無 家族数4 従農数4 経態 専業 位置 農用地区域 自 宅から5km 取得前 田 取得後 田</p> <p>4ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は、大字○○字○○○○地内の農地で、現在は保全管理されております。 受人の年齢は現在56歳で農業を行っており主に米麦、露地野菜を栽培されて おります。</p> <p>受人の農業常時日数は300日で、父、母、子も300日農業従事しており、 合計4人で農業経営を行っております。</p> <p>申請地の近くにも受人が所有している農地があり申請地を取得し規模拡大し たいとのことです。</p> <p>申請に至った経緯ですが、渡人は耕作しないため、受人は規模拡大のためとの ことです。許可後、申請地では、米麦を栽培予定とのことです。</p> <p>以上3条の番号1の案件になります。ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>3条の番号1を審議いたします。4番委員より補足説明をお願いします。</p>
4番委員	<p>先日現地確認しました。特に問題はないと思いますが、用水管理を徹底するよ う伝えていただければと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>次に、推進委員東兎玉4番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 東兎玉4番	<p>4番委員と同じでございます。ご審議の程、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。松久1番</p>
推進委員	<p>受人の耕作地では、用水の管理はできているのでしょうか。</p>

松久 1 番	
議 長	推進委員東兎玉 4 番より説明をお願いします。
推進委員 東兎玉 4 番	昨年に申請地の近くの農地を取得しましたが、そこでは水を出しっぱなしにしているようです。また、畔の草の管理も杜撰です。
議 長	<p>こういった意見が出てますので、受人に用水の管理と畔の草刈りを徹底するように事務局から伝えてください。</p> <p>その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問のある方は挙手をお願いします。6 番委員</p>
6 番委員	今回の申請には仲介に株式会社〇〇〇〇が間に入っていますか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	株式会社〇〇〇〇が仲介に入っているという話は聞いておりません。申請は本人から出ております。
6 番委員	参考までに売買価格を教えてください。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	一反当たり△△△△△△円とのことでした。
議 長	他に、農業委員の方で質問のある方は挙手をお願いします。1 番委員

1 番委員	農地法 3 条の申請は受人、渡人どちらが申請するのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	農地法 3 条の申請は、渡人と受人の双方で申請書を作成し、提出してもらっています。
議 長	<p>その他農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですので、採決したいと思います。3 条の番号 1 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、3 条の番号 2 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3 ページ番号 2 をご覧ください。受人 ○○町大字○○○△△△△番地△△○○○ 渡人 ○○○○○○区○○△-△△-△ ○○○○○○△△△号 ○○○○土地の所在 大字○○字○○△△△△番△、面積 2 0 2 m<sup>2</sup>、△△△△番、面積 7 2 4 m<sup>2</sup>、△△△△番、面積 1, 1 1 1 m<sup>2</sup>、△△△△番△、面積 4 0 m<sup>2</sup>、地目 畑 面積 4 筆 合計 2, 0 7 7 m<sup>2</sup> 権利内容 所有権 理由 新規取得 (空き家に付随した農地) 農業者年金 無 自作地 0 m<sup>2</sup> 借受地 0 m<sup>2</sup> 貸付地 0 m<sup>2</sup> 取得状況 平成 3 0 年 6 月 3 0 日 相続 家族数 7 経態 兼業 位置 △△△△番△が農用地区域外、△△△△番、△△△△番、△△△△番△が農用地区域 空き家から 1 0 メートル 取得前 畑 取得後 畑</p> <p>5 ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は、大字○○字○○地内の農地で、現在は保全管理されております。</p>

こちらの申請については、先月の農業委員会総会にて、町の定住の促進及び遊休農地の解消を目的に、「空き家に付随した農地を空き家とともに取得する」場合に限り、農地法第3条による農地を取得する条件の下限面積要件の50アール以上農地を耕作していることを1アールまで引き下げるることについてご了承いただき、空き家に付随した農地として空き家バンクに登録しているところです。今回は、その制度を利用し、農地を取得する申請になります。

渡人は〇〇〇〇〇区に在住している方で、遠方に住んでいるため管理が難しいとのことです。

空き家に付随した農地に指定されている農地は、〇〇字〇〇△△△△番△番、△△△△番、△△△△番、△△△△番△の4筆で合計2,077㎡となります。

5ページ右側の公図の写しをご覧ください。〇〇△△△△番に空き家がありますが、令和4年11月2日に空き家バンクに登録されています。

この農地を取得するための要件ですが、下限面積要件以外の3条許可要件に加え、  
・5年以上継続して空き家へ居住すること及びその農地を耕作すること。  
・空き家と農地の所有権設定については、同一の所有者であることが要件になっています。

受入ですが、年齢は37歳で、職業は〇〇町にある解体業の代表取締役とのこと。申請地取得後は、妻と自家用野菜、キャベツ、ネギ、枝豆、大豆、ブルーベリーを栽培するとのこと。です。

申請にあたり、受入からは取得農地を5年以上耕作する旨の誓約書、農地利用計画書、不動産売買契約書の写しが提出されました。

農業を行うのは初めてとのことですが、美里町の〇〇に住む義父が農業を行っておりその方から教わりながら、農業を行うとのこと。です。

農業機械はトラクター、耕耘機、草刈り機を義父から借りて耕作するとのこと。です。

農業従事日数ですが、平日は仕事の前に水やりや収穫、生育状況の確認、帰宅後に農作業に必要な道具の手入れや準備を行い一日作業となるものは土日祝日に行い、年間約150日作業できる時間を確保しますとのこと。です。

申請する理由ですが、渡し人は相続で譲り受けたが耕作できないため、受入は、家族で移住し、農業しながら生活をしたいためとのこと。です。

以上3条の番号2の案件になります。ご審議お願いいたします。

3条の番号2を審議いたします。6番委員より補足説明をお願いします。

6番委員

先日現地確認をしました。進入路はきれいに整備されておりました。空き家は少し古く改修が必要かと思われます。現地は自然豊かですし、静かなので住むに

	<p>はとても良い場所だと感じました。農地も草刈りされていましてので耕作していただけると思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、推進委員大沢 2 番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 大沢 2 番	<p>先日現地を確認いたしました。空き家は古く住めそうにないですが、申請人はいつまでに移住すると聞いておりますか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>空き家が古いのでリフォームでき次第、移住すると伺っております。</p>
推進委員 大沢 2 番	<p>2 年前に同じような申請で移住するという事で農地を取得した案件がありますが、そこはいまだに住んでいる様子はありません。そういった件があるので申請人には具体的にいつまでには移住しますという誓約書をもらった方がいいと思います。</p>
議 長	<p>その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。松久 1 番</p>
推進委員 松久 1 番	<p>この制度はできてからまだ 2 年程しかたっていません。最初から完璧を求めるのは不可能です。件数もまだ 1 件～2 件ですのでこれから件数を重ね、悪いところは改善していけばいいと思います。今回の件も現所有者はもう農地を管理できない中でこの制度を利用しています。そこに耕作したい方がいるのであれば、その方を信用して農地を活用してもらった方が半歩前進ですし、まずはやってみるということが大切だと思います。</p>
議 長	<p>その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。大沢 2 番</p>
推進委員 大沢 2 番	<p>確かに松久 1 番のおっしゃったことは大切だと思います。ですがいつまでに移住しますという誓約書は書面で残しておいた方がよいと思います。</p>

議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。松久 2 番。
推進委員 松久 2 番	農業を本当にやるのかわからないので、ある程度耕作していただいてからまた審議を行うという仮での許可はできないのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	農地法上は許可、不許可しかありませんので仮での許可はできません。
推進委員 松久 2 番	できないのであれば、許可後に空き家に住んでいること、農地を耕作していることを報告しなければならないという制度にしないと以前のような案件が多くなっていってしまうと思われるので検討をお願いします。
議 長	その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですから、次に移ります。 次に、農業委員の方で質問のある方は挙手をお願いします。3 番委員。
3 番委員	以前にも移住・耕作しなかった事例がありますので、いつまでに移住・耕作しますという誓約書をもらった方がいいと思います。
議 長	誓約書をもらった方がいいという意見が多数出ていますが、期限を定めた誓約書をもらうことについていいと思う方は挙手をお願いします。  (農業委員・推進委員全員挙手)  賛成全員とのことなので、事務局は申請人から期限を定めた誓約書をもらってください。

6 番委員	<p>空き家対策は全国的にも問題になっていますのでこういった制度は積極的に使っていただきたいと思います。町の方ではこういった空き家や移住等に関する補助金等がありますか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>空き家に特化した補助金というのはありませんが、住宅改修に係る金額の補助や他の市町からの定住に関しては、補助金があります。</p>
議 長	<p>その他の農業委員の方で質問のある方は挙手をお願いいたします。1 番委員。</p>
1 番委員	<p>受人と渡人知り合いなのでしょうか。どういう経緯で申請に至ったのか教えてください。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受人と渡人は知り合いではないが共通の知り合いがおり、その方が間に入っていると聞いております。</p>
議 長	<p>その他の農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですので、採決したいと思います。3 条の番号 2 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>3 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>



事務局長

農地法第3条の番号1、番号2の案件につきましては許可と議決されました。

議 長

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。

受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇△△△ 〇〇 〇〇 渡人  
大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番△ 畑  
1筆 561㎡ 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 職業  
会社員 新設 1棟 63.76㎡ 2階建て 取得状況 平成8年3月3日  
相続 仮登記 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続  
8ページをご覧ください。場所は大字〇〇字〇〇地内の農地になります。  
次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。

受人は町内の借家に妻と子供の3人で暮らしているが、手狭になったので自己用住宅を検討したとのことです。

運送会社で働いており、仕事の都合により会社のトラックで直行直帰での配達があり、広い土地での住宅を希望しています。申請地は学校に近く、近所に親も住んでいることから最適な場所とのことです。

なお、申請にあたり500㎡以上の農地転用となることから事前に県と協議を行い、トラックの旋回等を考慮し、農転の見込みありと回答をいただいています。道路接続については、申請地西に水道と集落排水を接続するとのことです。

建物は新築2階建て、建築面積は63.76㎡の予定です。

7ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。

議 長

農地法第5条の規定による許可申請案件についてについて審議いたします。

5条の規定による番号1を審議いたします。この申請地は私の担当地区なので補足説明をします。

先日申請人から連絡があり現地確認してきました。周りも住宅地ですので特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

次に、推進委員松久3番より意見がありましたらお願いいたします。

<p>推進委員 松久 3 番</p>	<p>先日申請人から連絡あり現地確認してきました。特に問題はないと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p>
<p>5 番委員</p>	<p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。5 番委員。</p>
<p>5 番委員</p>	<p>申請地にトラックが入るとのことですが道幅は問題ないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請地の西側の道路から出入りするとのことですが、道幅 5.4m の道路ですのでこちらは問題ないと思います。南側に簡易舗装された道路がありますがこちらは通らないとのことです。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 1 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(農業委員全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、5 条の番号 2 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番△ 畑 1 筆 193㎡ 転用目的 住宅敷地拡張 権利内容 使用貸借権 許可日から 20 年間 申請内容 職業 会社員 新設 車庫・カーポート 23㎡ 取得状況 令和 4 年 4 月 5 日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第 1 種農地 農用地区域外 宅地に接続 令和 4 年 9 月 6 日 農用地 (青地) から除外</p>

	<p>10ページをご覧ください。場所は大字〇〇字〇〇地内の農地になります。次ページをご覧ください。</p> <p>左が公図、右が配置図になります。受人は申請地北に妻と子供、渡人である母の4人で暮らしています。車3台を所有しており、ガレージとカーポート、そして庭を拡張したいとのことです。</p> <p>ちなみに既存敷地面積は300㎡で許可になれば申請地と合わせて493㎡となります。</p> <p>7ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>農地法第5条の規定による許可申請案件についてについて審議いたします。</p> <p>5条の規定による番号2を審議いたします。9番委員より補足説明をお願いします。</p>
9番委員	<p>先日現地確認しましたが、特に問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>次に、推進委員松久4番より意見がありましたらお願いします。</p>
推進委員 松久4番	<p>特に問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>その他推進委員の方から意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>他に、農業委員の方で質問のある方の挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p>

<p>事務局長</p>	<p>5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p> <p>農地法第5条の番号1、番号2の案件につきましては許可相当と議決されました。</p>
<p>議長</p>	<p>第3号議案 営農型太陽光関連の農地法第3、5条の規定による許可申請案件について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>13ページをご覧ください。営農型太陽光発電施設の申請となります。営農型太陽光発電施設については、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光パネル等を設置して発電を行うものです。5条で太陽光パネル等の支柱の一時転用許可、3条で太陽光パネルが上空を覆うため、地上権の許可が必要となります。</p> <p>3条番号1 受人 ○○都○○区○○○○○○△丁目△番△号 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△番地△ ○○ ○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番△ 地目 畑1筆 面積 畑1筆 1192㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から3年間 理由 太陽光設備の設置のため 農業者年金 無 借受地 1192㎡ 位置 第1種農地 農用地 宅地から70m 次ページ5条番号1と同じ箇所です。</p> <p>番号2 受人 ○○県○○市○○○○△丁目△番△-△△△号 ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△番地△ ○○ ○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番△、△△△番△、△△△番△ 地目 畑3筆 面積 畑3筆 1420㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から3年間 理由 太陽光設備の設置のため 農業者年金 無 借受地 1420㎡ 位置 第1種農地 農用地 宅地から60から70m 次ページ5条番号2と同じ箇所です。</p> <p>次のページをご覧ください。5条番号1 先ほどの3条と異なる項目のみ説明いたします。</p> <p>面積 1788㎡の内8.003㎡(柱部分のみ) 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から3年間 申請内容 職業 ビル管理業 太陽光パネル320枚 発電出力80kw 取得状況 平成16年2月25日 相続 仮登記 無 抵当権 無 位置 第1種農地 農用</p>

地 宅地から70m 3条番号1と同じ箇所です。

番号2面積 2612㎡の内4,0015㎡ 転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から3年間 申請内容 職業 会社員 太陽光パネル160枚 発電出力40kw 取得状況 平成16年2月25日 相続 仮登記 無 抵当権 無 位置 第1種農地 農用地 宅地から60から70m 3条番号2と同じ箇所です。

15ページをご覧ください。3、5条番号1の位置図と案内図です。

次ページをご覧ください。公図と配置図になります。赤色枠内が該当箇所となります。

次ページが番号2の位置図と案内図、次ページが公図と配置図になります。

今回の申請は、どちらも営農型太陽光発電施設として町内で初めて許可となった、1期分となります。平成26年2月に営農型太陽光発電施設として3年以内の期限付きで、一時転用許可となりました。その後、営農の適切な継続が確保されているとのことで、平成29年2月と令和2年2月に再度、3年以内の期限付きで、一時転用許可となりました。

営農型太陽光発電設備の許可更新には、太陽光パネル下で営農の適切な継続が確保されていることが必要となります。その基準として地域の平均的な収穫量と比較して8割以上満たすこととなっていますが、どちらも満たしているとのことです。13ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。

議 長

営農型太陽光関連農地法第3、5条について審議いたします。推進委員の方で意見がある方は挙手をお願いいたします。松久1番。

推進委員  
松久1番

現地確認しましたが、枯れているような榊はありませんでした。順調に育っているようです。

議 長

その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。ないようですので次に移ります。

次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。3番委員。

3番委員

榊はどの程度の収穫量で、どのように収穫しているのか教えてください。

議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	今回の株式会社〇〇〇〇は3区画で行っていますが合計4,056本の収穫があったとのございます。収穫方法ですが、40センチくらいに切りまして5束くらいに束ねて販売しているとのこと。
3番委員	柿の売り上げはどれくらいあるのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	1区画の年間の売り上げが△△△△△円とのこと。
議 長	その他の農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。営農型太陽光関連3、5条について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。  (農業委員全員挙手)  賛成全員につき、許可相当と決定します。  営農型太陽光関連3、5条について審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	営農型太陽光関連の農地法3条につきましては許可、5条についても許可相当と議決されました。
議 長	第4号議案 荒廃農地の農地・非農地の判断について議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

20ページをご覧ください。荒廃農地の非農地判断について説明させていただきます。遊休農地に関する措置として、農業委員会は毎年1回農地の利用状況調査を実施することとなっており、みなさまには8月末を目途に調査をしていただいたところです。この調査で農地として「再生困難」な土地は農業委員会が非農地判断を行うこととなっており、みなさまからの調査結果をもとに事務局でも現地確認させていただきました。

みなさまからの調査結果では、ほかにも多数、山林化して再生困難と指摘いただきましたが、国から示されている「非農地判断マニュアル」を参照し、再生困難な土地としてまとめさせていただきました。

なお、マニュアルに示されている判断基準の対象となる農地とは、「既に森林の様相を呈している場合や周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して利用することができない等農業上の増進を図ることが見込まれない農地であり、かつ農業的利用を図るための計画がない農地」と示されております。これを受け「山林に囲まれ、復元してもすぐ山林に戻る」、「一体が山林化して、個人だけでは解決しない」これら農地を一覧表にまとめさせていただきました。

20ページの「非農地判定箇所一覧図」と別紙の「非農地判定箇所資料」をご覧ください。

20ページ下の非農地判定一覧表、左にある一覧図通し番号が上の非農地判定箇所一覧図にある赤丸番号の場所となります。

- ① ○○△△△△－△。裏の山が迫り一体化。別紙「非農地判定箇所資料」を1枚めぐりください。緑の線はあくまでも台帳地目が山林と農地の境界線となります。黄色の線が該当農地、そして写真です。
- ② ○○△△、△△。裏の山が迫り一体化。
- ③ ○○△△△△。裏の山が迫り一体化。
- ④ ○○△△△△、△△△△、△△△△。山に取り込まれている。
- ⑤ ○○△△△△－△。裏の山が迫り一体化。

以上8筆、面積5, 133㎡です。

なお、非農地との判断された農地については、所有者へ「非農地」通知を出します。地目変更登記を行うには、非農地通知を添付することで、変更が可能となりますが、あくまでも手続きは本人が行うこととなります。

議案書の20ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。

推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。松久1番

推進委員  
松久1番

非農地にすると税金は高くなるのでしょうか。

議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	非農地にするとおそらく山林になると思われませんが、農地とあまり変わらないようです。
議 長	その他の推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いします。松久 2 番。
推進委員 松久 2 番	非農地を進めていくと山林が増えていってしまうのではないのでしょうか。管理していただくように通知したりしないのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	山林が増えていってしまう懸念もありますので、山と一体化してしまっていて解消できないような農地を厳選しております。そのほかの荒れてしまっている農地の所有者には管理していただくようお願いしているところでございます。
議 長	その他の推進委員の方で、意見がありましたら挙手をお願いします。松久 1 番。
推進委員 松久 1 番	この申請地を農地として残しても解消するのも大変だし解消してもすぐ山林のような状態になってしまうと思いますので、非農地にする方が所有者にとってもいいと思います。
議 長	その他の推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いします。意見がないようですから、次に移ります。 次に、農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いいたします。
	質問がないようですから、採決したいと思います。荒廃農地の農地・非農地の判断について、非農地にしてよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。



(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、決定します。

第5号議案 空き家に付随した農地の指定について議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

22ページをご覧ください。空き家に付随した農地の指定についての申請でございます。

この制度については、先月も1件ご審議していただいたため、ご存知かと思いますが改めて説明させていただきます。令和元年11月の農業委員会総会にて、町の定住の促進及び遊休農地の解消を目的に、「空き家に付随した農地を空き家とともに取得する」場合に限り、農地法第3条による農地を取得する条件の下限面積要件、いわゆる50アール以上農地を耕作していること、を1アールまで引き下げることにについてご了承いただいたところです。

今回も、この制度を利用した申請となります。

空き家に付随した農地としての指定を受けるための条件は2つあります。

一つ目は、遊休農地であること及び所有者等が農作物の栽培が行われる見込みがないこと

二つ目は、空き家と空き家に付随した農地の所有者は同一であること  
以上2つになっております。

申請人は一人暮らしで今まで空き家に住んでおりましたが、高齢になり介護施設に入所しているとのことです。先代から空き家と農地を譲り受けたが、このような状況のため管理が難しいとのことでございます。このまま空き家と農地を残しても、自身は管理が困難であるため、空き家バンクに登録して農地も一緒に処分し、土地を活用していただける方に譲り渡したいとのことです。

空き家に付随した農地に指定する土地は、大字〇〇字〇〇〇△△△△番の1筆で面積は409㎡となります。

右側をご覧ください。大字〇〇△△△△番の空き家は令和4年12月7日に空き家バンクに登録されました。

次ページをご覧ください。申請地の位置図と付近の状況図と農地の写真になります。なお、今回は空き家に付随した農地として指定してよいかどうかでございます。

指定されれば、空き家に付随した農地として空き家バンクに登録され、空き家とセットで申請地を取得したい方がいる場合は、委員の皆様には農地法第3条申請として再度審議いただくこととなります。ご審議よろしく申し上げます。

議 長	空き家に付随した農地の指定について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願い致します。大沢3番
推進委員 大沢3番	所有者は高齢で申請できるような人ではないと思いますが、誰が申請を代理しているのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	申請人の親戚が代理して申請しています。
議 長	他に農業委員の方で質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。空き家に付随した農地として、指定してよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。  (農業委員全員挙手)  賛成全員につき、決定します。  議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かせていただきます。慎重審議ありがとうございました。本日会長代理は欠席のため、これにて第12回農業委員会総会を終了します。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月22日

議 長

署名委員

署名委員